

防災器材等整備費補助金の概要

1 補助金の申請ができる団体

- (1) 自主防災組織・・・地域の防災組織として、町内会・自治会が自主的に結成した団体として横須賀市に届け出た団体
- (2) 自主防災会・・・自主防災組織に所属する一定の規模※を有する共同住宅を単位とする防災対策を行う団体として横須賀市に届け出た団体
※100戸以上の共同住宅

2 補助金の対象となる器材等

「補助対象品目表」及び「防災器材等補助対象品目細部事項」のとおり

3 申請期間

令和7年 6月 2日 (月) から 令和7年 9月 30日 (火) まで

- (1) 期間外の申請は、お受けできません。
- (2) 申請期間内に1つの町内会・自治会につき、1回の申請となります。
- (3) 今年度は、申請の締め切りを例年より2か月ほど早く（例年は11月末頃）させていた
だいていますので、ご注意ください。

4 補助金の申請手続き・留意事項

「防災器材等補助金の申請手続き」を必ず確認してください。

5 補助率及び基準額

種別	補助率	補助対象上限額		
		防災器材	防災服	非常用備蓄食料
自主防災組織	8割	800,000円	125,000円	(世帯数) (円)
				～ 500 50,000
自主防災会	3割			501～1,000 90,000
				1,001～1,500 130,000
				1,501～ 170,000

- ※ 補助率は、防災器材、防災服、非常用備蓄食料の購入予定額に対し、それぞれに乗じます。
(詳細は、次のページ【補助金交付額算定例】をご確認ください。)
- ※ 世帯数は、地域コミュニティ支援課へ報告した「広報よこすか4月号」の配布数となります。
- ※ 市の予算を上回る申請があった場合は、補助率を一律案分する可能性があることをご了承
ください。

6 補助金の振り込み

補助金の振込先は、貴町内会・自治会が地域支援部地域コミュニティ支援課に登録している口座となります。

7 実績報告

すべての器材等の納品、名入れ及び支払いを済ませ、2月末日までに提出してください。

【補助金交付額算定例】

A町内会（世帯数：800）が防災器材の担架を3台、可搬式発電機を1台、防災服のヘルメットを5個、非常用備蓄食料のアルファ化米を500個購入する場合

（1）各器材の単価と基準額を比較し、補助対象単価を決める

種類	資器材名	数量	単価（税込）		基準額	補助対象単価
防災器材	担架	3台	30,000円	>	23,000円	23,000円
防災器材	可搬式発電機	1台	120,000円	<	190,000円	120,000円
防災服	ヘルメット	5個	1,580円	—	基準額なし	1,580円
非常用 備蓄食料	アルファ化米	500個	300円	—	基準額なし	300円

単価（税込）が基準額を上回った場合は、基準額を「補助対象単価」とする

単価（税込）が基準額を下回った場合は、単価（税込）を「補助対象単価」とする

基準額が設定されていないものは、単価（税込）を「補助対象単価」とする

※単価（税込）額は説明用に設定した金額でありますので、実際の金額とは異なります。

（2）種類ごとの補助対象額を算出し、補助額を決定する

防災器材

・担架 23,000円 × 3台（購入数） = 69,000円 A

・可搬式発電機 120,000円 × 1台（購入数） = 120,000円 B

⇒ A + B より 防災器材補助対象の総額は 189,000円

よって、補助対象額 189,000円 × 補助率 0.8 = 151,200円

防災服

・ヘルメット 1,580円 × 5個（購入数） = 7,900円 C

⇒ C より 防災服補助対象額は 7,900円

よって、補助対象額 7,900円 × 補助率 0.8 = 6,320円

⇒ 100円未満切り捨てのため、補助額は 6,300円

非常用備蓄食料

・アルファ化米 300円 × 500個（購入数） = 150,000円 D

⇒ D より 非常用備蓄食料補助対象額は 150,000円だが、A町内会の世帯数は501～1,000のため、
基準額（最大値）は 90,000円

※基準額を上回った場合は基準額を補助対象額とする

よって、補助対象額 90,000円 × 補助率 0.8 = 72,000円

（3）種類ごとの補助額を合算する

防災器材補助額 151,200円 + 防災服補助額 6,300円 + 非常用備蓄食料補助額 72,000円
= 229,500円

よって、A町内会の補助金交付額は 229,500円